春日井市障害福祉サービス等支給決定基準

（趣旨）

第１条　この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 19 条及び児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 21 条の５の５に規定する支給決定について必要な事項を定めるものとする。

（支給決定の勘案事項）

第２条　市長は、支給決定を行うに当たって、次の事項を勘案するものとする。

⑴　障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

⑵　障害者等の介護を行う者の状況

⑶　障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向

⑷　障害者等に関する介護給付費等（総合支援法第 19 条第１項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）及び障害児通所給付費等（児童福祉法第 21 条の５の５に規定する障害児通所給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

⑸　障害者等が現に精神障害者社会復帰施設を利用している場合には、その利用の状況

⑹　障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

⑺　障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

⑻　障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

⑼　障害者等の置かれている環境

⑽　障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

（支給量）

第３条　支給量は１月を単位として決定するものとし、原則として別表１の基本支給量を限度とする。

２　次に掲げるときのように特別の事情があるときは、基本支給量を超える支給量とする。

⑴　２人の支援員により介護を行う必要があるとき。

⑵　身体障害、知的障害及び精神障害のいずれかが重複しているとき。

⑶　単身者など夜間の見守り等継続的な介護を必要とするとき。

⑷　生活環境又は行動障害その他の理由により基本支給量では適切な介護を行うことが困難なとき。

（審査会への意見聴取）

第４条　次に掲げるときには､障害支援区分判定審査会の意見を聴くものとする。

⑴　基本支給量の２倍を超える支給量とするよう障害者等から意向が示されたとき。

⑵　基本支給量を超える支給量とするよう障害者等から意向が示されたときに、その理由に疑義があるとき。

（支給量の算定）

第５条　居宅介護の支給量は、別表２に掲げる区分ごとに積み上げて算定するものとする。

附　則

この基準は、平成１８年１２月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年４月１日から施行する。